

**江東区児童・高齢者総合施設
指定管理者（候補者）の推薦について**

令和7年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
（福祉部所管施設専門部会）**

目 次

I. 施設の概要	P 1
II. 指定管理者（候補者）	P 1
III. 選定方法	P 1
IV. 選定結果	P 3

《参考資料》

選定基準	P 1 0
第一次審査 評価基準	P 1 1
審査結果	P 1 2
第二次審査 評価基準	P 1 5
審査結果	P 1 6
総合結果	P 1 7

I. 施設の概要

1. 施設概要

(1) 児童・高齢者総合施設

- ・ 所 在 地 東京都江東区東雲一丁目9番46号
- ・ 設 置 の 目 的 区内に居住する高齢者の健康増進及び生きがいの創出並びにこどもとの交流を促進し、高齢者の福祉向上及び健やかな成長に寄与することを目的とする。
- ・ 設 置 条 例 児童・高齢者総合施設条例(平成22年6月江東区条例34号)
- ・ 設 置 時 期 昭和23年4月

2. 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

II. 指定管理者（候補者）

1. 指定管理者（候補者）の概要

- (1) 名 称 公益財団法人東京YMCA
- 所 在 地 新宿区西早稲田二丁目3番18号日本キリスト教会館6階
- 代 表 者 代表理事 星野太郎
- 従業員数 660名
- 資 本 金 公益財団法人のため資本金なし
- 事業実績 (区内) 児童・高齢者総合施設指定管理者 1施設
児童館指定管理者 1施設
学童クラブ 2施設
法人立認可保育園 2施設
法人立地域活動センター等 2施設
(区外) 児童福祉施設指定管理者 1施設
学童クラブ指定管理者 1施設
法人立認可保育園 1施設
法人立教育センター等 4施設

III. 選定方法

1. 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上の得点を獲得したため、一次審査通過とした。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した1法人に対し、現地視察やプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、それらを基に選定評価委員会の総合評価により指定管理者（候補者）を選定した。

2. 選定の経過

日付	会議名	内容
令和7年4月23日	第1回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	募集要項（案）の決定 選定基準（案）の決定 評価基準（案）の決定
令和7年5月12日	第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準及び審査手順の決定
令和7年5月13日		公募開始
令和7年6月13日		公募締切
令和7年7月3日	第2回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	第一次審査通過法人決定
令和7年7月8日		第一次審査通過法人現地視察 第一次審査通過法人プレゼンテーション
令和7年8月1日	第3回指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

3. 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会福祉部所管施設専門部会

	職名	氏名
部会長	福祉部長	岩井 健
副部会長	障害福祉部長	干泥 功夫
部会員	福祉部福祉課長	大町 里砂
	福祉部長寿応援課長	岩崎 裕之
	福祉部地域ケア推進課長	荒井 隼也
	福祉部介護保険課長	綾瀬 邦雄
	障害福祉部 障害者施策課長	栗原 真一郎
外部有識者		

IV. 選定結果

1. 応募状況

申込み事業者数 1 法人

2. 第一次審査の結果（書類審査）

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

公益財団法人東京YMCA A法人

評価項目	合計点	A法人
I. 受託する姿勢や意欲	10	9.2
II. 受託施設の運営に関する考え方	40	29.3
III. 異世代交流について	10	8.6
IV. 区民サービスに関する考え方	140	107.9
V. 児童・高齢者総合施設事業の運営の考え方	80	64.5
VI. 受託施設における地域との関わりに対する考え方	40	29.6
VII. 開設前の準備	5	4.1
VIII. 法人運営状況	65	46.4
IX. 特記事項	10	9.4
合計	400	309

3. 第二次審査の結果（プレゼンテーション・ヒアリング）

評価項目		合計点	A法人
I. 施設視察	1 施設の環境	50	45
	2 利用者への働きかけ	20	16
	3 衛生環境	40	35
	4 安全管理	20	17
	5 個人情報保護	20	17
II. プレゼンテーション	1 経営理念・運営方針	60	46
	2 法人の運営体制	60	47
	3 施設運営	120	97
	4 地域共存社会の推進	60	44
	5 計画の実現性	50	38
合計		500	402

4. 総合結果

評 価 項 目	合計点	A法人
第一次審査	4 0 0	3 0 9
第二次審査	5 0 0	4 0 2
合 計	9 0 0	7 1 1
評価段階		B

5. 専門部会としての意見

	評 価 項 目	専門部会としての意見
A法人	公益財団法人 東京YMCA	日常的に利用者の声を聴き、コミュニケーションを図ることによって、利用している方々がより快適に過ごせる場を提供できるように努めていることから、幅広い年代が利用する施設として、安定的な運営が期待できる。また、異世代交流では児童と利用者が一緒に行うだけでなく、利用者が講師となって教えるイベントもあり、積極的に取り組んでいる点でも高く評価する。

6. 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	公益財団法人 東京YMCA	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり（P. 6）

7. 外部有識者への意見聴取

(1) 氏 名

略 歴

意見等 P 7 参照

(2) 氏 名

略 歴

意見等 P 8 参照

令和7年 8月 1日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
福祉部専門部会 部長殿

江東区児童・高齢者総合施設における指定管理者の推薦について
標記の件について、次のとおり意見を付します。

【選定手順について】

候補者の選定手続きは、募集要項及び選定基準に基づき慎重に実施しており、財務状況審査についても専門家の判断を仰ぐなど、正しい手順を踏んでいる。第一次、二次審査ともに、選定過程における問題はない。

なお、応募法人について、理想は複数事業者による提案が望ましい。

【法人について】

公益財団法人東京 YMCA は、開設時の平成23年より指定管理者として当施設の運営を担い、区内の児童施設をはじめ、区外の社会教育施設などの運営実績もあり、安定的な運営が期待できる。

事業内容としては、高齢者の生きがい作りや健康づくりの場として、また、子育て支援の場として豊富なプログラムを実施しており、現在のニーズに基づいた実現性の高い事業提案がなされている。地域福祉の拠点として、関係機関と連携を図り、高齢者の居場所として機能している姿勢を評価し、採点結果のとおりとすることに了承する。

【今後の施設運営に関して】

選定された法人に対して適切な指導・監督を行い、利用者サービス向上が図られるように努めていただきたい。

また、「地域共存社会を目指す」という方針を基に、お互いが支え合い、助けあう相互的なつながりを形にしていくことに期待する。

氏名



令和7年7月25日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
福祉部専門部会 部長殿

江東区児童・高齢者総合施設指定管理者における指定管理候補者の推薦について

標記の件について、主に児童の健全育成事業に関してつぎのとおり意見を付します。

今回推薦された法人は、4期目の指定管理期間を迎えることになり、地域との信頼関係が築けており、事業の継続性は期待される。なお、審査の過程を踏まえると、児童の健全育成事業においては高い評価を得ているので、今後も事業の更なる発展に努め、こどもの交流と共に保護者の相互関係の親睦を図り、安心して過ごせる居場所となることを期待したい。

児童・高齢者総合施設は、「江東区児童・高齢者総合施設条例」に基づいて、高齢者の健康増進及び生きがいの創出並びにこどもとの交流を促進し、高齢者の福祉の向上及びこどもの健やかな成長に寄与すると示されており、児童を取り巻く環境や社会情勢に鑑みて、児童・高齢者総合施設は更なる機能展開が求められる。法人にはこれらを踏まえて、今後の事業運営を行うことが求められる。なお、子ども家庭庁の教育・保育等を提供する事業者（居場所支援施設を含む）に向けた性暴力等の防止のための指針（「横断指針」）や児童館ガイドラインでは、こどもの居場所づくりやこどもの権利擁護、性被害防止に適切に対応できるよう体制構築が求められている。

今後法人には、従事職員の簡潔な「行動規範」を公表するなどしてコンプライアンスの順守により一層努めるとともに、区の指示に基づき協力して、更なるサービスの向上を図っていくことを期待する。

氏 名



児童・高齢者総合施設 指定管理者選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定することとなっている。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) その他区長等が必要と認める事項

当該条例の定めに従い、今回、応募された申請については、次の項目に基づき審査を行う。

- (1) 児童・高齢者総合施設を利用する者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (2) 児童・高齢者総合施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 児童・高齢者総合施設の適切な維持並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 児童・高齢者総合施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有していること。
- (5) 児童と高齢者の多世代交流を図り、児童施設機能と高齢者施設機能を一体的に管理運営すること。
- (6) 児童・高齢者総合施設の事業計画が、区の方針を理解したものであること。
- (7) 児童・高齢者総合施設の事業計画が、地域共生社会を実現する地域福祉の向上に資する事業計画であること。